

「大麦若葉粉末」に係る食品健康影響評価について

1 経緯

「大麦若葉粉末」については、平成 23 年 12 月 12 日付けで、大麦若葉由来食物纖維を関与成分とする条件付き特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2 評価依頼製品の概要

（1）製品

- ① 商 品 名：大麦若葉粉末
- ② 食 品 の 種 類：大麦若葉加工食品
- ③ 関 与 成 分：大麦若葉由来食物纖維 2.2g
- ④ 一 日 摂 取 目 安 量：2 袋（6g）
- ⑤ 特 定 の 保 健 の 用 途：お腹の調子を健やかに保ちたい方やお通じの気になる方に適する可能性がある。

（2）関与成分

大麦若葉に由来する食物纖維である。

（3）作用機序

大麦若葉由来食物纖維は、高い保水性がもたらす物理化学的効果によって、排便促進作用が発揮されることが期待される。

（4）有効性

便秘傾向の成人男女 58 名を対象に、無作為化プラセボ対照二重盲検クロスオーバー試験を実施した。解析対象者 45 名での結果、被験食品摂取期と対照食品摂取期の比較において、排便日数で有意差が、排便回数及び排便量で有意な傾向が認められた。

3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。